平成２１年（フ）第４３０号
奈良県大和高田市大字秋吉204番地の１
債務者　竹田　正彦
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
奈良県香芝市下田西１丁目５番13号　コミュネット香芝405号
債務者　高木美千世
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目34番６―102号
債務者　**草**場　幸一
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
奈良県御所市大字楢原423番地の16
債務者　森岡　昭美（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
奈良県橿原市四条町926番地
債務者　浅田　善紀
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
北海道北斗市中野通１丁目16番１―204号
債務者　直林　久子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６３号
函館市上湯川町５番26―２―104号
債務者　山口亜耶香
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６５号
北海道北斗市市渡254番地の２
債務者　村田　弘子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８３号
函館市桔梗３丁目23番14号
債務者　菊池　靖子
１　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３７３号
静岡県浜松市西区馬郡町4016番地
債務者　中村　由花
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
栃木県足利市大前町243番地　ハイツ天神前Ｂ―１、前住所栃木県足利市小俣町2104番地２、前々住所栃木県足利市葉鹿町１丁目28番地23
債務者　久保田光世
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１５１号
栃木県足利市小俣町2104番地２、前住所栃木県足利市葉鹿町１丁目28番地23
債務者　久保田　武
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第５０５号
静岡県浜松市中区幸３丁目５番４―205号　ナイスアーバン四ツ池公園、前住所静岡県浜松市南区西島町1011番地の２
債務者　新里　照枝
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
静岡県浜松市中区野口町202番地の１　ハイツアデリーヌ101
債務者　荒川　弥生
１　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
静岡県磐田市豊岡4473番地１　フェアリーヒルズヒビキ106、前住所静岡県磐田市中泉1805番地２　レオパレス21ロジュマンデュオ101
債務者　石川　和弘
１　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
愛知県蒲郡市西浦町南ケ坪44番地
債務者　尾崎　由実
１　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部